

届出	施設基準等の名称
	医科点数表第2章第10部手術通則5及び6(歯科点数表第2章第9部手術通則4を含む。)に掲げる手術の施設基準

通則5及び6に係る手術件数(令和6.1.1～令和6.12.31)

・区分1に分類される手術

	件数(歯科以外)	件数(歯科)
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0	
イ 黄斑下手術等	0	
ウ 鼓室形成手術等	0	
エ 肺悪性腫瘍手術等	0	
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0	

・区分2に分類される手術

	件数(歯科以外)	件数(歯科)
ア 靭帯断裂形成手術等	0	
イ 水頭症手術等	0	
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	
エ 尿道形成手術等	0	
オ 角膜移植術	0	
カ 肝切除術等	0	
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0	

・区分3に分類される手術

	件数(歯科以外)	件数(歯科)
ア 上顎骨形成手術等	0	
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0	
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0	
エ 母指化手術等	0	
オ 内反足手術等	0	
カ 食道切除再建術等	0	
キ 同種死体腎移植術等	0	

・区分4に分類される手術の件数(歯科以外)

36	
----	--

・その他の区分に分類される手術

	件数(歯科以外)	件数(歯科)
人工関節置換術	0	
乳児外科施設基準対象手術	0	
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0	
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0	
経皮的冠動脈形成術	0	
急性心筋梗塞に対するもの	0	
不安定狭心症に対するもの	0	
その他のもの	0	
経皮的冠動脈粥種切除術	0	
経皮的冠動脈ステント留置術	0	
急性心筋梗塞に対するもの	0	
不安定狭心症に対するもの	0	
その他のもの	0	

通則16に係る手術件数(令和6.1.1～令和6.12.31)

胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む)	8	
----------------------------------	---	--